

8. 環境・エネルギー対策

(1) 省エネルギー・再生エネルギー設備の導入促進について

水道事業は、全国の電力の0.9%を消費するエネルギー消費（CO₂排出）産業の側面も有している一方で、省エネルギー対策の指標である単位水量当たりの電力使用量は増加傾向にあり、再生可能エネルギー利用事業者の割合もほぼ横這いで推移しており、エネルギー対策の促進が求められている。

水道事業における対策促進施策として、平成25年度より環境省と連携して「上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業」に対する財政支援を行っており、今年度は小水力発電設備やインバータ設備の導入等の事業が採択されてたところである。平成26年度も引き続き事業が行われる予定であるため、再エネ・省エネ設備の導入促進に向けて積極的に活用されたい。また、導入に際しては、平成21年7月に改訂した「水道事業における環境対策の手引書」（資料8-1）を参考に取り組みたい。当該手引き書では、環境対策の具体例の記載の充実を図るとともに、水道事業者が環境・エネルギー対策を具体化していく環境計画の策定、進行管理に関する内容も盛り込んでいる。また厚生労働省のHPでは、この環境計画策定に係る作成支援ファイルを提供しているので、これらを参考に各水道事業者等においては積極的にエネルギー対策を推進されたい。

（「水道事業における環境対策の手引書(改訂版)」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/kankyoku/090729-1.html>)

(2) 省エネ法に基づく報告について

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）（以下「省エネ法」という。）が平成20年5月30日に改正され、平成22年4月1日から、エネルギー管理の単位の事業所単位から事業者単位への変更が施行されている（資料8-2）。

各水道事業者等においては、自己の管理する各浄水場等の水道施設のエネルギー消費量の把握を行い、その合算値が省エネ法上の特定事業者の要件（原油換算エネルギー使用量1,500k1/年以上）に該当するか確認し、該当する場合は毎年度7月末日までに、省エネ法に基づく「中長期計画書」及び「定期報告書」を厚生労働省及び各地方経済産業局に提出するようお願いする。

また、省エネ法の改正及び省エネ技術の進歩を反映するための中長期的な指針である「上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」も平成22年3月に改正したため、アの手引き同様、今後の対策の推進に当たっての参考とされたい（資料8-3）。

（<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/shishin-jyogesuido.pdf>）

(3) 「京都議定書目標達成計画」について

我が国では、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、平成20年3月に「京都議定書目標達成計画」（以下「目達計画」という。）の全部改定が閣議決定された（資料8-4）。

改定後の目達計画では、水道事業について、省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー対策や、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー対策の実施を推進していくことが位置付けられた。また、実態調査に基づき、水道事業者等の第1約束期間における排出削減見込み量が全国で約35～37

万 t- CO_2 /年と設定された。目達計画では対策の進捗状況等の定期的報告や着実な実施の担保が求められることとなっており、厚生労働省では、第1約束期間のスタートした平成20年度より、毎年度全国の事業者を対象とした実態調査を行っている。

(4) 廃棄物・リサイクル対策について

水道事業における環境対策の一環として、浄水発生土等の産業廃棄物の有効利用（リサイクル）は、事業全体における環境負荷低減に向けた重要な取組である。浄水発生土からの園芸土・コンクリート等への有効利用率は、平成23年度では上水道事業及び水道用水供給事業全体で51.8%となっている（資料8-5）。各水道事業者等及び各都道府県においては引き続き、廃棄物の発生抑制や有効利用の取組へのご協力をお願いする。

なお、一部の地域における放射性物質が検出された浄水発生土の有効利用に関しては、平成25年3月13日付け「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」により、浄水発生土を園芸用土又はグラウンド土へ有効利用する場合の安全性評価を行い、園芸用土として有効利用する場合は、浄水場から搬出する浄水発生土の放射性セシウム濃度は400Bq/kg以下とすること、浄水場からグラウンド土に有効利用する場合は、浄水発生土の放射性セシウム濃度は200Bq/kg以下とすることを通知している。